

平成
30年度

八女市の主な定住支援・施策を紹介します。

八女市は、豊かな自然や美しい風景、歴史や文化などの魅力であふれたまちです。
八女に住みたい！八女に住んで良かった！と思っただけのような住みよい環境を目指すとともに、地域の魅力を活かし、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、定住対策や子育て支援などの各種施策に積極的に取り組みます！



住まい

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 | 備考 |
|------------------|--|------------------------------------|----|
| 若年世帯家賃支援補助金 | 市内の賃貸住宅に転入もしくは転居する若年世帯(平成30年4月1日現在において、夫婦の合計年齢が80歳未満)に対し、家賃の一部を補助します。※ひとり親世帯(父又は母の年齢が40歳未満)を含む。 【補助金額】(家賃から住宅手当を控除した額)の1/2、月額上限2万円×24ヶ月 ※家賃…共益費、管理費、駐車場使用料等を除く賃借料の月額 | | |
| 若年世帯引越費用等支援補助金 | 市内の非賃貸住宅に転入もしくは転居する若年世帯(平成30年4月1日現在において、夫婦の合計年齢が80歳未満)に対し、引越費用等の一部を補助します。※ひとり親世帯(父又は母の年齢が40歳未満)を含む。 【補助金額】引越費用負担額(運送代、エアコン購入費・取付工事費)の1/2、上限10万円 | 地域振興課 (定住対策係) | |
| 新築マイホーム取得支援補助金 | 平成28年1月2日以降、市内に住宅の新築等をした人に対し、取得する家屋の固定資産税相当額を3年間、また転入世帯や新婚世帯又は子育て世帯には一時金を支給します。 【補助金額】3年間で最大75万円(固定資産税相当額[年間上限15万円]、転入世帯:1世帯につき20万円、新婚世帯又は子育て世帯:1世帯につき10万円) | ☎0943-24-8162 | |
| 中古住宅取得支援補助金 | 市内に居住する中古住宅を購入した人に対し、購入に要する経費の5%、また転入世帯や新婚世帯又は子育て世帯には一時金を支給します。 【補助金額】最大40万円(購入に要する経費の5%[上限10万円]、転入世帯:1世帯につき20万円、新婚世帯又は子育て世帯:1世帯につき10万円) | | |
| 空き家バンク制度 | 定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する人に情報提供を行ないます。市内に存在する空き家の有効利用を通して、地域住民と都市住民の交流を図ることを目的としています。 | 地域振興課 (定住対策係) | |
| 空き家改修費等補助金制度 | 空き家バンクに登録された空き家に対し、予算の範囲内で改修費用・家財の撤去費用の一部を補助します。 【改修工事】補助率1/2、上限50万円 【家財撤去等】上限10万円 | ☎0943-24-8013 | |
| 八女材普及促進住宅資材助成事業 | 八女市内に、八女材を使用した木造住宅の新築または増築を行う際に、必要な費用の一部を補助します。 【補助金額】申請者が八女市内の方:50万円、八女市外からの転入者:80万円 | 林業振興課 (林政係) ☎0943-23-1168 | |
| 住宅改修事業補助金制度 | 市民の方が市内の施工業者によって現在お住まいの住宅を改修される際に費用の一部を補助します。 【補助金額】工事費が10万円以上のもので1割相当額、上限額10万円 | 都市計画課 (住宅係) | |
| 木造戸建て住宅耐震改修事業補助金 | 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工した市内の木造戸建て住宅で、耐震改修をされる際に費用の一部を補助します。 【補助金額】耐震改修工事に要する費用の40%、上限60万円 | ☎0943-23-2577 | |
| 住宅用太陽光発電設置費補助 | 住宅用太陽光発電システムを設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付します。 【補助金額】発電出力1kwあたり2万5千円、上限額10万円※対象システムは10kw未満 | 環境課 (環境政策係) ☎0943-23-1462 | |
| 浄化槽の設置に関する補助制度 | 浄化槽を設置しようとする人に、予算の範囲内で補助金を交付します。 【補助限度額】5人槽:415,000円、7人槽:517,000円、9人槽~:685,000円 また、単独処理浄化槽又は汲取り便槽を使用している住宅で浄化槽に転換する場合は、10万円を加算します。 | 上下水道局 (下水道総務係) | |
| 水洗便所等改造資金助成制度 | 公共下水道の供用開始区域内等において、供用開始後3年以内に行う既存住宅の水洗便所等改造工事に対して助成金を交付します。 【助成金額】費用の50%以内、上限額:1年目10万円、2年目8万円、3年目5万円 | ☎0943-23-1148 | |
| 飲料水改善事業 | 上水道・簡易水道・簡易給水施設の計画区域外にお住まいの人が、安全な飲料水を確保するために行う、飲料水改善のための事業に対して補助金を交付します。 【補助金額】費用の50%以内、上限額20万円 | 上下水道局 (上水道総務係) ☎0943-23-1949 | |



子育て

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 | 備考 |
|------------------------|---|-------------------------------------|----|
| 不妊治療費助成事業 | 不妊治療を行なう夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費助成を実施しています。 【助成金額】一般不妊治療：年間上限額3万円、特定不妊治療：1回の治療につき上限額5万円 | 健康推進課 (保健総務係) ☎0943-23-1201 | |
| やめっこ夢祝金 | 未来を担うお子さまの出生を祝福し、心身ともに健やかな成長を願い、お子さまに祝金を支給します。 【支給額】第一子祝金：5万円、第二子祝金：8万円、第三子以降祝金：10万円 | 子育て支援課 (こども家庭係) ☎0943-23-1351 | |
| 妊婦健診費助成 | 母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費で受けられる補助券の発行、保健師による相談、各種の情報提供を行っています。※妊婦健康診査補助券：14枚、妊婦歯科健康診査：1枚 | 健康推進課 (保健指導係) ☎0943-23-1352 | |
| 赤ちゃん訪問 (保健師・助産師による) | 初めての赤ちゃん(第1子)をご出産の方への全家庭訪問、および訪問を希望される方への赤ちゃん訪問を行います。体重測定、発育状況の確認、育児や授乳に関する不安等の相談をお受けします。 | | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | おおむね生後4か月までの乳児がいる家庭を地区の民生委員児童委員等が訪問します。児童手当申請時等にあなたの地区の訪問従事者をお知らせします。子育てに関する悩みごと、聞きたいこと等、何でも相談をお受けします。 | 子育て支援課 (こども未来係) ☎0943-24-8814 | |
| 乳幼児・こども医療制度 | 小・中学生(15歳に達する年度の3月31日まで)までの通院・入院に係る医療費助成を行います。 【乳幼児】通院：自己負担なし 入院：自己負担なし 【小学生】通院：1か月1医療機関ごとに1,200円限度に自己負担あり 入院：自己負担なし 【中学生】通院：3割自己負担あり(平成30年10月診療分より1か月1医療機関ごとに1,200円限度に自己負担あり) 入院：自己負担なし | 市民課 (公費医療係) ☎0943-23-1117 | |
| やめUターン子ども応援手当 | 転入された中学生までのお子さまの小・中学校、保育所、幼稚園等にかかる費用の一部を援助します。 【支給額】転入された中学生までの子ども一人当たり3万円※1回限り | 子育て支援課 (こども家庭係) ☎0943-23-1351 | |
| 保育料の軽減 | 「子ども・子育て支援新制度」のもと、保育所・幼稚園・認定こども園等の保育料のさらなる負担軽減を図るため、国の基準より全階層平均で約45%の軽減を行います。 | 子育て支援課 (こども保育係) ☎0943-23-1351 | 拡充 |
| 幼稚園就園奨励費 | 幼稚園設置者が保護者等の所得の状況により保育料を減免したのに対して市はその幼稚園に補助を行い、保護者の保育料を軽減します。 | | |
| 病児・病後児保育 | 保護者のやむを得ない事由により病気回復期の児童を昼間家庭での育児が困難な時に、専門の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。(3か所の施設で実施) | 子育て支援課 (こども家庭係) ☎0943-23-1351 | |
| 一時預かり事業 | 学校就学前(0歳～5歳児)の子どもたちを対象に、育児疲れ解消や、急病・勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育が必要な場合に、保育サービスが受けられます。(市内9つの保育所、やめっこ未来館で実施) | 子育て支援課 (こども未来係) ☎0943-24-8814 | |
| 児童手当の給付 | 児童手当は、中学校卒業までの児童を養育している人に支給されます。 【支給額】第1子および第2子は1万円(3歳未満は1万5千円)、第3子以降は1万5千円(中学生からは1万円) | 子育て支援課 (こども家庭係) ☎0943-23-1351 | |
| やめファミリー・サポート・センター | 子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)が会員として登録し、地域の中で子育ての手助けを行い合う会員組織で、子育て中の困ったときに対応します。 | 子育て支援課 (こども未来係) ☎0943-23-1546 | |
| 子育て支援総合施設「やめっこ未来館」 | 保育所と地域子育て支援センターを併設した複合施設です。この施設は、保育の機能と子育ての総合的な支援を行う機能を備え、それぞれの機能が連携し、八女市の未来を担う子どもたちの健やかな育成をサポートします。 | 子育て支援課 (こども未来係) ☎0943-24-8814 | |
| 学童保育所 | 放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供します。保護者が就労などにより昼間に不在となる家庭の小学生が利用できます。(市内すべての小学校区で実施) | 子育て支援課 (こども保育係) ☎0943-23-1351 | |
| 路線バス通学定期券補助 | 八女市にお住まいの学生が通学する際にご利用する路線バス(高速バス含む)の定期券購入費用を一部補助します。 【補助金額】購入金額の2割、さらに補助金額を差し引いた月額運賃が14,000円を超える場合は、その分も合わせて補助 | 地域振興課 (定住対策係) ☎0943-24-8162 | |



教育

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 | 備考 |
|-------------------|--|---------------------------------|----|
| 小中学校等 入学祝金支給事業 | 入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童及び生徒の健全な育成を支援するため、小中学校等に入学する際に祝金を支給します。 【支給額】小学校：児童1人につき3万円、中学校：生徒1人につき5万円 | 学校教育課 (総務係) ☎0943-23-1954 | |
| 学力向上推進事業 | 八女市独自の少人数指導教員、一部教科担任制、学校司書等を配置して、基礎・基本の定着・学力向上を図ります。 | | |
| 八女市奨学金 | 学資の支払が困難と認められる世帯の高校生等に対して奨学金を交付し、将来社会に貢献する人材を育成します。(月額8,000円×3年間) | 学校教育課 (施設係) ☎0943-23-1954 | |
| 空調設備の設置 | 児童生徒の教育環境の充実のため、市内すべての市立学校の普通教室に空調設備を設置しています。 | | |
| コミュニティ・ スクール事業 | 学校と地域が互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子供たちの成長を支えていくために、コミュニティ・スクール事業(学校運営協議会制度)を実施します。 | 学校教育課 (学務係) ☎0943-23-1954 | |



結婚

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 | 備考 |
|---------------------|--|-----------------------------------|----|
| 八女・筑後結婚 サポートセンター | 結婚相談・お見合い・各種パーティーを通して素敵な出会いを提供し、結婚のきっかけづくりを行ないます。お見合いパーティー等のイベントは月1回程度開催しています。 | 地域振興課 (定住対策係) ☎0943-24-8162 | |
| 結婚記念品 | 新婚夫婦に結婚記念品(八女茶・急須・夫婦湯呑みのセット)を差し上げます。 ※記念品の内容は変わることがあります。 | | |



仕事

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 | 備考 |
|----------------------------------|---|--------------------------------------|----|
| 新規創業・新事業 展開補助制度 | 市内で新規創業を目指す創業希望者や新事業展開を目指す個人事業者や法人に対して、経費の一部を補助金として交付します。ただし、事前に市が指定した「創業塾等」を受講する必要があります。 【補助金額】2分の1以内、上限額50万円 | 商工・企業誘致課 (商工振興係) ☎0943-23-1189 | |
| 新規創業資金等 借入者信用保証料・ 利子補給補助制度 | 市が定めた新規創業者を対象とする融資制度を利用する際に、借入に係る信用保証料及び借入から1年以内の利息に対して補助金を交付します。ただし、事前に市が指定した「創業塾等」を受講する必要があります。 【補助金額】信用保証補助金：2分の1以内、上限額50万円 利子補給補助金：2分の1以内、上限額10万円 | | |
| 伝統工芸等 継承者育成事業 | 市が定めた伝統工芸品等の技術・技法を後世に継承するため、概ね40歳未満の研修者が市内の事業所等において伝統工芸士等から技術指導を受ける場合に研修者奨励金を交付します。また、市が定めた伝統工芸品等に携わる事業所が、既存従業員の技術継承を目的に概ね40歳未満の若者を雇用し、その技術を習得させる場合等にも事業者に対して奨励金を交付します。ただし、技術習得後も引き続き市内で就業又は開業いただくことが要件です。(奨励金は、最長で3年間受けることができます) | | |
| 農業人材力強化 総合支援事業 | 市が定める交付要件を備える新規就農者に対して、経営が軌道に乗るまでの間を支援します。 【支給額】年間最大150万円の給付を最長5年間支給されます。 ※就農後最長3年間、上記支給額に最大100万円上乗せして支給します。 | 農業振興課 (農政係) ☎0943-23-1118 | 拡充 |
| 新規就農促進 支援事業 | 市内で新規就農を予定し、生産技術の習得を目標に農業者等の下で研修を行う人へ研修促進の助成を行ないます。 【助成金額】新規就農者：月上限額2万5千円、受入農業者等：月上限額2万1千円 | | |



安全・安心

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 | 備考 |
|--------------------|---|-----------------------------------|----|
| FM八女 | 市民の安全・安心に関する情報発信を基本に、日常生活に不可欠な生活情報や行政情報、イベント情報、気象・交通情報などを放送します。災害情報や避難情報などの緊急性のある情報は、市や消防署からも直接放送します。 | 企画政策課 (秘書広報係) ☎0943-23-1110 | |
| 防災ラジオ (全世帯無償配布) | 災害情報や避難情報など、市民の生命や財産に関わる重要な情報を伝達するため、防災ラジオを全世帯に配布しています。また、イベント情報や市民の役に立つ情報を1日3回放送しています。FM八女が受信できない場合においては、難聴対策事業も実施しています。 | | |
| 休日在宅医 | 急に発病したり症状が悪化した方のために、医師会員が交代で休日に診療にあたります。詳しくは八女市ホームページや広報紙で確認いただき、各医療機関にお電話ください。 | 健康推進課 (保健総務係) ☎0943-23-1201 | |
| ドクター ヘリポート | 救急搬送時間短縮による救命率の向上や後遺症の軽減、へき地における救急医療体制の強化のため、市内4か所にドクターヘリポートを設置しています。 【設置場所】酒井田、黒木支所、平和の広場〔星野村〕、高巣公園〔矢部村〕 | | |



交通・通信

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 | 備考 |
|---------------------------------------|---|-----------------------------------|----|
| 高齢者運転免許証 自主返納支援 | 高齢者の事故防止対策として、運転免許証を自主返納する人で、満70歳以上の人へタクシー利用券6万円相当分を交付します。 | 防災安全課 (生活安全係) ☎0943-24-8146 | 新規 |
| 予約型乗合タクシー 「ふる里タクシー」 | 予約があったときに、予約があった区間だけを運行し、複数の利用者が乗り合いで利用するタクシーです。利用者の玄関から目的地の玄関まで送迎します。 【料金】同一エリア内であれば1回300円 | 地域振興課 (定住対策係) ☎0943-24-8162 | |
| 高速八女IC バス停駐車場 (パーク・アンド・ ライド) | 高速バスを利用した方は駐車場料金が安くなります。また4枚綴り回数券「茶のくに八女回数券」、通学・通勤に便利な「茶のくに八女定期券」を発売し、定期券を購入された方は、駐車を無料で利用できます。 ※「茶のくに八女定期券」…八女市民は通常30,860円(1ヶ月)を27,000円で購入できます。 | | |
| 光インターネット 接続サービス | ブロードバンド・ゼロ地域の解消のため、八女市で整備した光ファイバー網を利用した光インターネットの引込工事を無料で行います。 | | |



知る

| 事業名 | 事業概要 | 問い合わせ先 | 備考 |
|--------------------|--|-----------------------------------|----|
| 旅する茶のくに 周遊バスツアー | 福岡都市圏や筑後地区等から参加者を募り、季節の花や祭り、手仕事の体験など、八女市のさまざまな魅力を体感していただく、JR久留米駅・西鉄久留米駅発着の1日周遊バスツアーです。 | 観光振興課 (観光振興係) ☎0943-23-1192 | |
| 旅する茶のくに 週間 | 毎年度催される「旅する茶のくに週間」。伝統工芸の匠の技や自然、農業及び食など、八女ならではの魅力を再発見していただくための体験型プログラムを実施します。 (今年度は秋に開催予定です) | | |
| 九州オルレ | 九州オルレ八女コースのコース上に設置されているリボンや矢印を目印に、歩きながら茶のくに八女の歴史や自然に触れ、四季折々の景色を楽しむことができます。 | | |

総合案内 地域振興課定住対策係

〒834-8585
福岡県八女市本町647番地
TEL 0943-24-8162

※各事業の詳細は、各担当部署へ
お問い合わせください。

FAX 0943-22-2186

Mail teijyutaisaku@city.yame.lg.jp

八女市HP <http://www.city.yame.fukuoka.jp/>

移住定住
専用サイト



www.romanticyame.com